

日本畜産学会報投稿規程

1. 日本畜産学会報に掲載する論文は、一般論文（原著）、技術報告、総説、解説、資料とする。一般論文および技術報告は著者が投稿したものを主とする。総説、解説、資料は機関誌編集委員会「以下編集委員会と略称」が依頼したものを主とする。
2. 投稿論文は育種・遺伝、繁殖・生殖工学、栄養・飼料、生理・形態、畜産物利用、管理・行動、畜産経営などの分野で、畜産学上価値のある内容を持ち、本投稿規程、ならびに別途定める「日本畜産学会報のための論文投稿の手引き」および「日本畜産学会投稿論文に関するガイドライン」に従ったものでなければならない。
3. 論文の採否は、編集委員または編集委員会が依頼する論文審査員の審査を受けた後、編集委員会が決定する。したがって、原稿を返却したり、訂正を求める場合がある。なお、動物に不必要な苦痛を与えるなど、倫理に反すると判断した場合は、掲載を拒否することがある。
4. 論文の掲載は原則として受理（審査終了）順とする。
5. 本誌に掲載された論文の著作権は公益社団法人日本畜産学会に属する。
6. 投稿論文は次の規定および「日本畜産学会報のための論文投稿の手引き」に従って書く。
 - 1) 論文は和文で書く。
 - 2) 論文には独立した表題を付し、連続論文形式にはしない。
7. 一般論文および技術報告については、次の規定に従う。
 - 1) 一般論文の内容は独創的な研究に基づく新知見を含むものとする。一方、技術報告の内容は、研究・実験・産業に関連する技術問題をとりあげ、畜産学および畜産業における今後の発展に寄与するものを含むものとする。
 - 2) 一般論文および技術報告の構成は表題、著者名、所属機関名とその所在地、略表題、要約、本文（謝辞）、文献、図表、および英文抄録の順とする。ただし、英文抄録の添付は著者の希望による。
 - 3) 原稿はコンピュータソフトによって作成する。
 - 4) 数字はすべて算用数字を用いる。また、単位の略号は原則としてSI単位を用いる。
 - 5) 引用文献には、原則として学会講演要旨および審査員制度を採用していない雑誌に掲載された論文は含めない。ただし技術報告の引用文献には、学会講演要旨および審査員制度を採用していない雑誌に掲載された論文も含めることができる。
 - 6) 文献リストは、筆頭著者名のアルファベット順に整理する。
 - 7) 本文には文献を引用した箇所に、該当する著者名と発表年を括弧付きで記入する。
 - 8) 図、写真および表については、次の規定に従う。

原図および写真は画質の高いファイルを用いる。

図、写真の説明は英文または和文で別紙にまとめて、図などと共に原稿の最後に別に添付する。

表は1ページに1表ずつ、英文または和文で作成する。
 - 9) 本文中に図、表などの挿入場所を指定する。
 - 10) 英文抄録および表、図と写真の説明の英文は十分に推こうし、かつ英文論文の作成に造りの深い第三者の校閲を受けたものとする。編集委員会が必要と認める場合には英文校閲を受けなければならない。その費用は著者負担とする。
 - 11) 審査終了論文は、体裁を統一するため、編集委員会で修正することがある。

8. 原稿はすべて J-STAGE のオンライン投稿・審査システムで受け付ける。
9. 論文の投稿資格については、次のように定める。
 - 1) 投稿できるものは会員に限る。ただし、その年度の会費を納入していなければならない。
 - 2) 筆頭著者または責任著者（連絡者）は会員でなければならない。
10. 論文掲載費用は著者が負担する。ただし、その金額は別に定める。
11. 別刷については、著者校正時、必要部数を申し込む。その実費は著者負担とする。
12. 校正については、次の規定に従う。
 - 1) 著者による校正は 1 回とする。
 - 2) 校正の際、字句の追加、削除または文章の移転は許されない。
 - 3) 校正した原稿は、指定された期日までに返送しなければならない。
13. 審査中の原稿は、編集委員会に帰属する。しかし、審査中に発生した事故に対し責任を負うことができないので、著者は投稿時に原稿を保存しておくこととする。
14. 本規程の改正は理事会の議決を経て行う。

1989年12月 1日 改正
1991年 1月 1日 改正
1994年10月 1日 改正
1998年 7月25日 改正
2001年 9月14日 改正
2004年 1月31日 改正
2009年 5月16日 改正
2011年 6月25日 改正
2012年 1月28日 改正
2013年 3月27日 改正
(2013年3月1日 施行)